

市第20号議案

ごみ焼却工場焼却炉築造工事の入札に係る損害賠償につ
いての訴えの提起

ごみ焼却工場焼却炉築造工事の入札に係る損害賠償について、次
のように訴えを提起する。

平成24年 6 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

1 当事者

原告 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

被告 東京都港区港南 2 丁目16番 5 号

三菱重工業株式会社

代表取締役 大 宮 英 明

東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 2 号

J F E エンジニアリング株式会社

代表取締役 岸 本 純 幸

2 訴訟物の価額

122,575,502 円

3 訴えの要旨

三菱重工業株式会社及び J F E エンジニアリング株式会社（以
下「被告ら」という。）に対し、横浜市発注の旭工場及び金沢工
場に係るごみ焼却炉築造工事（以下「本件工事」という。）の入
札における談合による損害賠償として、被告らが連帯して122,57
5,502 円及びうち 525,000 円に対する平成12年 8 月 1 日から、う

ち 1,575,000 円に対する平成18年 9 月29日から、うち 1,722,900 円に対する平成21年 7 月24日から、うち 2,055,000 円に対する平成23年 4 月 8 日から、うち 111,972,602 円に対する平成23年12月 16日から、うち 4,725,000 円に対する訴状送達の日から各支払済みに至るまでの年 5 パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

4 訴えを提起する理由

本件工事の入札において、談合が行われたことにより被告らが横浜市に損害を被らせたことは、地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第 4 号）による改正前の地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき提起された住民訴訟において認められ、その後、当該住民訴訟の原告である住民らが横浜市に対して提起した同条第 7 項に規定する報酬額の範囲内で相当と認められる額（以下「相当報酬額」という。）を支払うことを求める訴訟（以下「弁護士報酬請求訴訟」という。）において、横浜市が支払うべき相当報酬額が認定された。横浜市は、被告らに対し、本件工事の入札において、談合が行われたことによる損害賠償として、当該住民訴訟の応訴及び補助参加に要した費用並びに相当報酬額及び弁護士報酬請求訴訟の追行に要した費用等に相当する額を支払うことを求めるため、訴えを提起するものである。

5 裁判所

横浜地方裁判所

提 案 理 由

ごみ焼却工場焼却炉築造工事の入札に係る損害賠償を求めるため、三菱重工業株式会社及び J F E エンジニアリング株式会社に対し訴えを提起したいので提案する。

参 考

事件の概要

- 1 平成 12 年 7 月 21 日 稲葉恭治ほか 9 人（その後、2 人が訴えを取下げ）は、横浜市発注の旭工場及び金沢工場に係るごみ焼却炉築造工事（以下「本件工事」という。）の入札において、指名業者間で談合が行われたことにより横浜市に損害を被らせたとして、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 4 号）による改正前の地方自治法（以下「旧地方自治法」という。）第 242 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、横浜市長が三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」という。）及び日本鋼管株式会社（現在の J F E エンジニアリング株式会社。以下「J F E」という。）に対する損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法であることの確認を求めるとともに、同項第 4 号の規定に基づき、横浜市の損害として、三菱重工業に対し 1,915,800,000 円を、J F E に対し 4,120,000,000 円を横浜市に支払うことを求めて、横浜地方裁判所に住民訴訟を提起した。
- 2 平成 12 年 9 月から平成 18 年 2 月まで 横浜市長、三菱重工業及び J F E が応訴し、口頭弁論が進められた。
- 3 平成 18 年 6 月 21 日 横浜地方裁判所は、本件工事の入札に係

- る談合の存在を認め、横浜市長が三菱重工業及びJFEに対する損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法であることを確認するとともに、三菱重工業に対し957,900,000円を、JFEに対し2,060,000,000円を横浜市に支払えとの判決をした。
- 4 平成18年6月及び7月 三菱重工業及びJFEは、第1審判決を不服として、それぞれ東京高等裁判所に控訴を提起した。
- 5 平成18年9月から平成19年10月まで 稲葉恭治ほか7人(以下「原告ら」という。)が附帯控訴を提起し、横浜市が原告らに補助参加し、口頭弁論が進められた。
- 6 平成20年3月18日 東京高等裁判所は、本件工事の入札に係る談合の存在を認め、三菱重工業に対し957,900,000円を、JFEに対し2,060,000,000円を横浜市に支払えとの判決をした。
- 7 平成20年3月及び4月 三菱重工業及びJFEは、第2審判決を不服として、それぞれ最高裁判所に上告を提起し、及び上告受理の申立てをした。
- 8 平成21年4月23日 最高裁判所は、三菱重工業及びJFEに係るそれぞれの上告を棄却し、及び上告受理の申立てを受理しない旨の決定をし、第2審判決が確定した。
- 9 平成21年7月14日 原告らは、住民訴訟に勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士に報酬

を支払うべきときに普通地方公共団体に請求することができる旧地方自治法第 242 条の 2 第 7 項に規定する報酬額の範囲内で相当と認められる額（以下「相当報酬額」という。）として 214,150,000 円の請求権を有しているが、その一部を請求するとして、横浜市が原告ら各自に対し 100,000,000 円を支払うことを求めて、横浜地方裁判所に訴え（以下「弁護士報酬請求訴訟」という。）を提起した。

- 10 平成 21 年 9 月から
平成 23 年 3 月まで 横浜市が応訴し、三菱重工業が横浜市に補助参加し、口頭弁論が進められた。
- 11 平成 23 年 3 月 25 日 横浜地方裁判所は、横浜市の相当報酬額の支払義務を認め、横浜市は、原告ら各自に対し 100,000,000 円を支払えとの判決をした。
- 12 平成 23 年 4 月 8 日 横浜市は、第 1 審判決を不服として、東京高等裁判所に控訴を提起した。
- 13 平成 23 年 7 月及び
8 月 原告らが応訴し、口頭弁論が進められた。
- 14 平成 23 年 11 月 17 日 東京高等裁判所は、横浜市の控訴を棄却するとの判決をした。
- 15 平成 23 年 12 月 2 日 横浜市及び三菱重工業は、上告期間内に上告の提起及び上告受理の申立てをしなかったため、第 2 審判決が確定した。

16 平成 24 年 2 月及び
3 月

横浜市は、本件工事の入札における談合による損害賠償として、三菱重工業及び J F E に対し、当該住民訴訟の応訴及び補助参加に要した費用並びに相当報酬額及び弁護士報酬請求訴訟の追行に要した費用に相当する額を連帯して支払うよう請求したが、三菱重工業及び J F E は、これに応じなかった。

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 11 号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの

市第 20 号

を除く。)、 あっせん、 調停及び仲裁に関すること。

(第 13 号から第 15 号まで及び第 2 項省略)